

「知財創造教育推進コンソーシアム」検討委員会
普及実践ワーキンググループ（第5回）
議事次第

日時： 2021年3月18日（木） 16:30～18:00
場所： WEB開催

出席者：

【委員】 木村委員、糸乗委員、世良委員、原委員、針谷委員
【事務局】 小林参事官、守補佐

1. 開会
2. 事務局説明
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 普及実践戦略の素案について
 - ①知財創造教育の定義
 - ②アクションプラン
 - ③推進基盤体制の在り方
3. 意見交換
4. 閉会

○事務局 ただ今から、普及実践ワーキンググループ第5回会合を開催いたします。本日はご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。前回は2月15日に開催しまして、普及実践戦略と呼んでいましたけれども、その骨子について御議論いただきました。前回、第4回になりますが、今回は第4回の会合を踏まえて作成したポイント部分、普及実践戦略の素案のポイント部分について御意見をいただけますと幸いです。

では、開始に当たりまして、本日使用します事務局説明用の資料、画面共有もしますけれども、お手元にも御準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

では、議事進行につきまして木村座長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○木村委員長 よろしく申し上げます。

それでは、まずは事務局から説明していただいて、その後の意見交換の際に私のほうから順番に振っていきます。そこで御意見をいただければと思います。

事務局から前回の振り返りと実践戦略の素案、それについて御説明をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。画面の共有、少々お待ちください。

第5回事務局説明資料、すごいシンプルになって2枚組ですけれども、前回はちょっと振り返ってまいりたいと思います。

前回、主な御意見をいただき、これまでの継続というところになりますが、学生が大学で著作権の最新情報であるとか指導案の書き方を身につけられるというのが非常に重要だというお話であるとか、後ほどまた出てきますが、そもそも知財創造教育は何であるかという、知財教育と知財創造教育の違いという話。

3つ目、これは理科ですが、直接的な記載がなくても視点を変えると活用できるということで、教科書にある知財に関する記載について様々なところでリストをお渡ししていますが、それに関連するお話。

最後は、やはり実践事例といえますか、そのものといえますか、そういったもののオンライン共有も簡単になっていますので、そういうのを共有すると先生がイメージしやすくなるというところでお話をいただきました。

これらのことを踏まえて作成した素案になるわけですが、項目をまず御紹介していくと、その素案のパートのうち3つ、1つ目は知財創造教育の定義は何かということ。あとはアクションプラン、前回もいろいろとお示ししていますが、それを書いていますのでちょっとイメージを見ていただきたいというところと、3つ目は推進基盤体制の在り方というところで、まだまだ十分に書けていないところがありますけれども、イメージを持っていたきたいということで、この3つを主にこれから御説明していきたいと思います。

具体的な中身は画面共有しますが、縦長の資料を見ながらというところになります。表紙は、ニュー・ノーマルは一つ大きなキーワードになるかなと思ひまして「ニュー・ノーマルを担う人材の育成に向けて」と置いております。今回、ワーキンググループの報告書になるのでワーキンググループという形で報告書を作っています。

最初に「はじめに」というところで、冒頭、木村先生、座長からコメントいただきたいと思っています。暫定的には埋めておりますけれども、また追って御相談していきたくと思いますが、最初、「はじめに」ということで座長からお言葉をいただきたいと思っているのがこのページになります。

次は目次になります。まだまだ書けていないのが第1章、第2章ということで、今日は、そこはあくまでもファクトになりますので、後ほど素案をもう少し案という形でできた段階で委員の皆様にはお示ししたいと思っています。

書き込んでいるのが3番と4番、第3章と第4章になります。第3章はアクションプランということで、知財創造教育の関係者が何をしていくのか、誰が何をやるかというところがアクション。その次は、地域コンソーシアム。世良先生にも御協力いただいている地域コンソーシアムの部分を今後こういった基盤になるのかなというところで書いてある部分になります。

では、まず定義の部分を御説明していきたくと思います。ページを送っていただいて、今、画面にも出ていますが、いろいろと過去の経緯、御相談の中で伺っているところです。基本は今までの流れを踏襲する形で書いていきたくということで知財創造教育というものを一番冒頭にこの報告書に置いています。

結論ですけれども、一番上の1文、「新しい創造をする」及び「創造されたものを尊重する」ことを、楽しみながら育む教育。一言で表すとこういうことになるとと思っています。

歴史を振り返ると、5行目辺りからなのですが、冒頭、2017年1月の「知財創造教育推進コンソーシアム」を設置するときはどう定義されていたかというのは9～12行目のところになります。「発達段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む教育」ということで、当時も創造性を育むということと知財、どちらかといったら法的な部分になると思いますが、そういった面の理解の増進と態度形成というところ。あとは効果になりますけれども、もともとこういう言い方をしていたという中で、「そして」にあります。2017年7月の検討委員会でもう少し、知財の専門家ではなくてどんな方にも分かるような形で表現を変えることができないかというところで、一番冒頭にありました新しい創造という部分と創造されたものを尊重という言い方になりましたというのが歴史になります。

今回も冒頭にあるように知財創造教育は何かというと、まさにどちらかという和平易な表現になっているバージョンになりますが、新しい創造と創造されたものを尊重というのを一文で表すのが良いのではとしているのが現状示している案になります。

では、知財教育とは何が違うのかというところが27行目以降に書いてあります。知財教育、正確には知的財産教育というように言いますが、知的財産がどのようなものか及びそれらの制度やルールについて知識を身につけるための言わば法教育を示すことが多

いというようにここでは言っています。

知財をメインにすると、恐らく例えば特許権とか著作権とか、では、それをサポートするだろう特許法であるとか著作権法であるとか、そういった法教育を示すことが一般には多いのではないかという言い方をしています。もし、この辺の認識違いがあればぜひまた御指導いただきたいのですけれども、では、比較してみるとこれに対して知財創造教育は創造という部分を柱の一つとしている点に特徴がある。また、尊重の部分も学校段階に応じて幅広い。法教育みたいにどちらかというとなら例えば高校生、大学とかで習う話ではなくて小学校から尊重という意識をつけていただくという形なので、幅広く捉えているものだという形で違いについて表現しています。

なお書きのところはちょっとプラスアルファの部分になりますけれども、知財創造教育については単一の事業で構成されるものには限らないということ。例えばある教科で知財教育、公教育でいいと思いますが、知財教育を実施し、カリキュラム・マネジメントの視点、別の教科で、関連した創造に係る授業を実施するというところ。すなわち、教科横断的に知財創造教育を構成することも可能ということをつけています。なかなか知財教育と知財創造教育の上下関係というのをつけられないなと思うのですけれども、よりイメージを持っていただくために32行目から35行目を書き込んだという形になります。

今日はここをしっかりと議論させていただきたいなというところで、これに基づいてあとは書き下すのかなと思っていますので、ちょっと時間をかけて知財創造教育の定義について御説明しました。

あと残りの部分についても冒頭御紹介していきたいと思います。画面共有も送っていますが、第1と第2は作成中ですので、アクションプランのところの第3章です。アクションプランの中身については前回も御議論いただいているものです。3つの段階ということで7行目から9行目に知る、実践する、継続する、この3つの視点からこれまで議論してきた内容をちりばめられているという形です。文章自体がまだまだブラッシュアップしていかなくてはいけないのかなという意識はあるのですけれども、構成自体はこれまで御議論いただいた内容を一つ一つ書き下しているというようなイメージです。

このページですと11行目から「知財創造教育を知る」ということで、では、どんなことがあったかということ、前回の振り返りも含めながら見ていきますと、17行目ですが、知財創造教育等を確実に現場に届ける、そういう場をしっかりと設けていこうではないかというのがアンダーラインの部分です。

同じく今、画面も出ていますが、28行目、「学校段階に応じた知財創造教育の浸透」ということで、それぞれ段階ごとにピンポイントで適するものを示していったらどうかというところがあったと思いますので、それが入っています。

あと次のページにわたってしまっていますが、最後の36行目に「知財創造教育による効果の可視化」、見える化というのをつけています。特に創造性というものがどういうように身についたか、そこをしっかりと、検討委員会のほうでも取り上げているテーマになります。

すが、それについても入っているということになります。

その下へ続きます。7ページは「ポータルサイトによる一元的な情報発信」。こういった声もあるので情報発信のやり方を改善しなくてはいけない。ただ、やはり我々も思っているところがありまして、幾らサイトをきれいにしても来てもらえなければ意味がないというところがありますので、併せてそういうところもしっかりしなくてはいけないですし、まず情報を提供しているという事実もしっかりと皆様にお知らせしていかなければいけないという意識を持っています。

その下、18行目では、「教員が『知財』を学ぶための環境整備」ということで、先生方向けの講習とかセミナー、そういったものをどんどん開催していこうではないかという話であるとか、27、28行目辺りには動画を使うと良いというところも含めた部分になります。

30行目ですが、「大学での『知財教育』の充実」ということで、以前からお話しいただいていますが、ここは教育学部に知財創造教育というのを入れていってはどうかというのがこの部分になります。

もう少し下に行くと次の8ページの4行目辺りには「教養科目での『知財教育』の導入推進」。これは知財教育という言い方をしていますが、教養課程、要はすべからく皆様に知財というものの基礎を知っていただきたいというところでここも入っているのがまずは知るというパートになります。

引き続き、今度は実践になります。知る、実践、継続の実践です。ここも6行目辺りにアンダーラインから始まりますけれども、「実践につながる教育プログラムの一層の充実と提供」という部分になります。やはりここが一番目玉といいますか、教科書から知財を抽出するのだというところをここで主に書いております。

下のほうでは、先ほどの動画ともちょっと関連してきますけれども、指導方法の具体的なイメージにつながる情報を充実化していこうというところなんです。前回もお話の中で出てきたところをここでピックアップしています。

あと下は先生方とのネットワークの連携強化ということで、ネットワークというのはいろいろな情報を提供する場になりますので、そういったネットワークを次のページの1行目に「地域コンソーシアムの構築を契機に」とありますが、今回、地域コンソーシアムが全国8地域、連携しているところはあるので表現ぶりは本当に8地域で良いかとかはあるかもしれませんが、全国で地域コンソーシアムというのをまず形づくられることになりますので、ネットワークの構築というものをしっかりしていく必要があるという部分になります。

最後、「外部リソース」との連携とありますが、主にキャリア教育コーディネーターさんとの連携ということになります。検討委員会の中でも御協力いただいていますしキャリア教育コーディネーターさんと連携して知財創造教育というものをいかに実践につなげていくかというところを書き下している部分になります。

では、最後に継続の部分、御紹介していきます。ページを戻します。

3.3にあります、「知財創造教育の実践を継続する」ということで継続パートになります。

1つ目は先生の取組から学校への取組に移行する。先生が転勤というか異動されてしまうとそこで終わってしまうのではなくて、しっかり学校として取り組んでいただくというのが実践の継続につながるのではないかとというのが6行目になります。

それと少し関連しますが、22行目、先生方とか学校を後押しする仕組みの整備という部分になります。我々の中でどここの学校でこういうことをやっているよ、どここの先生はこういうことをやっているよなどというものを広く取り上げたいのです。ここには28行目辺りに「知財創造教育推進拠点」とありますけれども、そういった拠点づくりというところを通して先生方とか学校とか、もし後押しできればというところで仕組みの整備を入れている部分になります。これがアクションプランのパートになります。

今度は知財創造教育の基盤の在り方ということで、冒頭、少しお話ししましたが、地域コンソーシアムが今回できるということもあって、では、どういう基盤体制になるのかということなのです。我々、内閣府の取組と地域の取組というところがうまく連携していかなくてはいけない中で、そこを書き込んでいこうという部分になります。この12ページの下の方、画面を送っていきますが、大きく3つあるというのが現状です。25行目に企業支援タイプとあるのですが、地域企業の方がスポンサーとなって実際地域での地域コンソーシアムの活動運営資金に充てるというようなタイプが一つあります。

事務局について、これは実態上、このように書いてありますが、書き方、こういうところ、あまり固有名詞は書かないほうが良いのかなと。これは九州の地域コンソーシアムがこういった形で企業さんがしっかり後ろについていただいて地域全体として知財創造教育を推進という形ができている一つの在り方と思っています。

2つ目が大学主導タイプということで、これは山口大学さんの話になりますが、大学というのは一つ大きな拠点となって地域を引っ張っていくことが可能なので、大学主導タイプとつけています。先ほどは企業が支援する企業支援タイプ、ここは大学主導タイプになっているというような形をしています。

最後はネットワークタイプ。これはもう少し良い言い方がないかなと思うのですが、まさにデジタル化の中で初めてできたというところで世良先生にぜひネーミングをお願いしたいですが、ネットワークタイプということで地域コンソーシアムをバーチャルといいますか、オンライン上でのつながりというのを中心に協議会形式で運営していくというのがこのネットワークタイプになります。

地域コンソーシアムはこういった形があるというところを御紹介した上で、20行目から「地域主導型の地域コンソーシアムのイメージ」ということで、こういった機能は地域コンソーシアムが担うであろうというところ、その機能を書き下しているところになります。例えば問合せの窓口であるとか会合の開催、主催するであるとか、地域企業と学校とをつなぐ橋渡しの役割とか、35行目に●がありますけれども、先生方のサポートというのもき

とあるだろう。ですので、地域コンソーシアムというものをイメージしてもらうために
どういった機能があるかというのを書き下しているところになります。

あと4行目、9行目、11行目に同じ●がありますが、先生方を対象とした育成研修であ
るとかイベントの情報発信とか運営資金の調達とか、もちろん、それぞれの〇〇型の地域
コンソーシアムにおいて、この中で必要なもの、必要でないもの、あると思いますが、主
な機能といいますか、そこを書き下したのがこのパートになります。

次の4.3はコラム形式に書いていこうかなと思います、地域コンソーシアム2021年度は
こうなるというところを参考資料のような形でつけていきたいと思います。それぞれ北海
道であるとか東北であるとか様々、関東、九州までありますけれども、それぞれの地域で
どういった形で地域コンソーシアムができるかというのを参考資料の形でつけていこうか
なという部分になります。

最後に4.4のところ、16ページまで画面のほうを今、送ります。あとは我々、内閣府のと
ころのコンソーシアムになります。今後、この知財創造教育推進コンソーシアムとして、
今、推進委員会と検討委員会があります。次にポンチ絵が出てきますけれども、17ページ、
この絵を見ていただくと分かりやすいと思うのですが、現状、どうなっているかというの
が上のほうになります。共同会長ということで特命担当、知財担当大臣ということで今、
井上大臣になりますが、以下、日本教育大学協会の会長、國分さんであるとか、経団連、
山本さんとかが共同会長という形でなっているわけですが、その下に推進委員会と
検討委員会があります。推進委員会、検討委員会と合計だけでも60名ぐらいの方がいらっ
しゃいます。

今日は普及実践ワーキンググループを開催していますが、その検討委員会の中に普及実
践ワーキンググループができているという形になりますが、今後、その地域コンソーシ
アム、全国8地域と言うのか、減らすのか、言い方は考えますが、地域コンソーシアムが
できた中で、では、推進委員会と検討委員会をどういう体制で行くかというのは来年度、し
っかり考えていきたいという思いを書いているというのがこのパートの主なポイントにな
ります。

今ですと推進委員会と検討委員会ということで、推進委員会はどちらかという当初、
様々な方に入っていて知財創造教育は何というのをいかに浸透していくかというこ
とで26名で、本当に様々な分野から来ていただいています。検討委員会はむしろ、では、
具体的にこういうことをしようと言ったときにいろいろお手伝いいただいたりとか、助言
いただいたりとか、実際そういう検討の場というたてつけにはなっていますけれども、今
後これをどうしていくべきかというのをしっかり検討していかなくてはいけないというこ
とで、戦略と我々は呼んでいますけれども、知財創造教育の普及・実践に向けた今回の報
告書に書いていってはどうかという思いがあるという部分になります。

かいつまんでポイントのみをお伝えしました。まずは知財創造教育の定義について意識
合わせをさせていただき、あとは駆け足になりましたがアクションプランであるとか地域

コンソーシアム、こういうところを書いておいたほうが良いとかこういう体制があるのではないかと様々な御意見をいただければと思います。

すみません、少々長めになりましたけれども、事務局からは以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

これより意見交換に入りたいと思います。意見交換の時間は大体1時間程度ありますので、一通り御意見をいただきたいと思います。順番としては、小学校の先生で針谷先生のほうから順番に行きたいと思います。

針谷先生の前に「はじめに」のところだけ私のほうからコメントさせていただきます。基本的にはこの内容でいいと思います。ただ、例えば16行目の「また」とか「また」が2つ続いているとかそういう細かいところの修正、16行目と17行目の「また」は両方とも削除しても意味がつかないと。あと、23行目の「また」もその前のほうから推進基盤を取りまとめているという文言で止まっているので、そこでこれらの取組やアクションプランにするだけでつながりがよくなると思います。

次に28行目のところ、知財創造教育に関しては当初計画で幼稚園は含まないと聞いていますので、小学校から高校までとして、「生徒」だけではなく「児童・生徒」として「児童」という言葉を入れたほうがいいと思います。

それ以外は必要な要素が全て入っているので、私のほうから「はじめに」の部分について修正意見はありません。後で皆さんのほうからも御意見がいただけたらと思います。ということで、まずは最初のテーマとして、知財学会でもそもそも知財学は何なのだというような議論がされていて、同じ文脈で知財教育と知財創造教育の関係を考えたいと思います。

4ページから行きましょう。針谷先生からよろしくをお願いします。

○針谷委員 すみません、4ページのここで何のお話をさせていただいたらいいのでしょうか。

○木村委員長 知財教育という言葉ではなくて、あえて知財創造教育という言葉を使っている。その概念がはっきりしていないという話が出ています。基本的には、4ページの上のほうは過去のコンソーシアム会議でこういう形で流れてきた歴史的な経緯を説明して、これを踏まえた上で分かりやすく説明する文章が後半に記述されるのだと思います。

その意味で、知財教育と知財創造教育の関係を歴史的な経緯を踏まえて下のほうで説明していますので、それを含めてこのような説明で小中高校の先生が分かっていたのかという視点も含めて、御意見をいただけたらと思います。

○針谷委員 分かりました。

小学校の話ですと、新しい創造をする、「いいな」を思い描き実現するというのは、この間、授業をさせていただいたところですが、非常に子供にとっては分かりやすく、調べやすいテーマだったと思います。子供たちに今あるものでさらにこれからあったらいいな、これから社会をつくっていく上にどんなものが必要になってくるだろうか、どんなことを

もっと住みやすくよくしたらどうだという漠然とした内容立てだったのですが、かなりいろいろなことが出てきました。今、子供たちのアイデアをポスターセッションさせていて、それも非常に子供らしいいいものがたくさんあって、これを広げていけば知財創造教育の枝が分かれるなという、指導した担任もそういう手応え感を持っています。

これは創造教育の範囲なので、いわゆる知財教育という創造したものを実際に表現していくためにどういったことを学ばなければいけないかということも非常に大事な教育の内容になってくると思うのです。そうすると、創造されたものを尊重するというだけではいけないような気がして、実際に具体的に広げていくために学ばなければいけないことは何だろうと考えると、まさに教科として学んでいけばより輪郭がはっきりするとかなと思います。好きなことを思い描くと図工になってしまうので、そのすみ分けはしたいというように感じました。

したがって、ここの27行目以下、一方、知財教育は、知的財産がどのようなものか、及びその制度やルールについて知識を身につけるための言わば法教育を示すことが多いと書いてあるのですけれども、知財教育はそういうことなののでしょうか。そうすると、知財創造にしてはちょっと創造を柱の一つの点にするのは特徴があるのだが、尊重の内容も学校段階に応じた幅広いはちょっとぼやっとしているので、もう少しここを書き込まれるといいかなという気がしています。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

先生、1つ私のほうからの質問です、例えば小学校高学年あたりで、自分でユーチューバーのような形でSNSにアップロードする子供たちも出ていますね。その人たちに対して、そういう場合に他人の著作物を尊重しようという教育が道徳教育で行われている事例はあるのでしょうか。

○針谷委員 もちろん、それは道徳教育でしっかり行っています。SNSの問題は非常に多いので。だから、それが知財教育かと言われるとどうなのでしょうね。いや、そうだとすればそれでいいと思うのですが、知財教育の範疇が逆にどうなのでしょう。それこそが知財教育のコアですというようにしていった整理されることは、それをすると非常にまたはっきりしてくるような気はします。

○木村委員長 ありがとうございます。

私もこの文章を見たときに、知財法教育と知財教育と知財創造教育と3つある気がしています。日本知財学会の中でも法律家が論文を書く部分と経営の人とか実際に企業で研究開発をする人が論文を書く部分があり、それを考えると知財学会自体でも自分たちは知財法を扱っているわけではないという意見があるわけです。

そうすると、非常に狭い文言、「法教育」を入れてしまうと、知財教育というのが法教育だけということで見られてしまいます。私は、3種類あるような気がするのです。その中であえて知財創造教育という文言とした意味が見える表現にしたほうが分かりと考えま

す。それも含めて、皆さんの御意見をお聞きしたところで戻って議論したいので、ここで検討課題の提起をさせていただきます。

では、次に原先生、お願いします。

○原委員 原です。

今の針谷先生のお話を受けて、木村先生がおっしゃったこともそうなのですが、他人の権利を尊重するといいますか、その辺りが中学校だと例えばSNSとかそういったことのユーチューバーの権利というようなお話、先ほどあったのですが、セーフティー教室と言って、SNSの使い方とかそういったところでも取り上げるのです。それは保健のほうの扱いになってくるのですが、だから、いろいろな部分で広いところでも関わってくるし、どうまとめていったらいいのだろうなというのがなかなか難しいなと思いました。その創造性の部分を生かしていくというところがこの資料では図のところ「いいな」を思い描き実現するとあるのですが、その「いいな」という発想は、ここはいいと思うのですが、かなり幅広くなるのかなと、今、どのようにまとめたらいいのだろうと自分自身でも意見がまとまっていなくて申し訳ないのですが、そんなところでは。

すみません、まとまっておらずで、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

次に、世良先生、お願いします。

○世良委員 世良です。

この4ページのことでよろしいのですか。先ほどの木村先生のお話、後でということですが、そこが一番やはり気になっているので、そこについて発言してもいいのですか。それ以外のところ。

○木村委員長 もちろん、4ページと知財創造教育と知財教育の切り分けのところをテーマにしているので、ご意見をお聞かせ下さい。

○世良委員 私も実は昨年12月に出した本の中にも知財教育の展開図を描いていまして、内閣府の知財創造教育というのはちょっと難しい言葉で、どこかで総理大臣が言ったような統合的、総合的な知財教育みたいな表現をして、これがそうだろうという言い方をしている、結論で言っている。今、資料がないのでお示しできないのは申し訳ないです。

何が言いたいかというと、そもそもこのコンソーシアムが知財教育と知財創造教育はニアリーイコールでスタートしたと思うのです。だから、区別を今、するのに苦労していると思うのです。ただ、この文章の流れから見ると、いわゆる上の2行、27行目、28行目、公教育というよりも知的財産権教育と言ってしまえばそれでもう定義もできてしまうのです。要するに特許権とか著作権とかやはり権利で、法教育と法学教育とはまた意味が違う。木村先生、御専門ですからあれですけれども、法教育と法学教育はまた違うように、ここで法教育とジャンプしてしまうとやはり違和感を覚えるのは確かです。

ですから、そもそもこうやって知財創造教育と言葉を定義してきた以上は、定義しなければいけないだろうと思います。ただ、話が前後しますけれども、知財教育という私は概

念の中にはすごい広い概念で理解していますので、ここが区別しにくいなど、矛盾といえますか結論がないようなことを言いますが、ただ、同じことを言うと、この上2行については知的財産特許権や著作権などの権利化についての教育と解されることが多いとか、示すのではなくて理解されることが多いみたいな表現をすれば何となく収まるかなど。確かにそうなのですね。だから、前もどこかで言ったのですけれども知的財産権の教育という権利化でお金をもうけるのかというように短絡的に行ってしまうケースも今までも多々あったというように多くの方から報告されていますから、権利化の教育と理解されてしまうことが多いと言えば話、文脈が通るかなという気がしますし、私は、知財教育は広い概念と思ってはいますけれども、さらに創造というのをつけて、よりまさしく工夫をしたりアイデアを出すという創造したり尊重したりするということをより押し出していくという意味合いで表現すればこの4行も文章的に収まるような気がします。

すみません、結局、話を蒸し返してしまいました。取りあえず以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。「解釈されることが多い」等の表現は上手な対処法とは思いますが。

では、名簿の順番でまた木村に戻ります。例えば大学で法学教育と言っても、法学部での知的財産法授業もその方法は多様です。帝京大学も、法学部の先生2名と私と計3人で法学部専門科目の特許法と著作権法を受け持っているのです。同じ法学部の中で教えていても経営法学の研究から来た人の教え方や教える内容、純粋法学の研究から来た人ではやはり内容が違います。どう教えるべきか法学部の中でも違うのです。そういう視点で見ると、ある意味「法教育」という表現ですばっと書くとあまりにも強いので、もう少し上手な言葉にしたほうがいいのかなどという感覚はあります。

日本知財学会の中でも工学系の人がいらっしゃったら「標準化」を教えるのも知財教育の一環です。ですから、先ほどのSNSのリスクを教えることも含めて幅広く知財が関わっているものは全て知財創造教育なのだということでもくるんでしまってよい気がします。

それを考えると、ある意味自由に知財創造教育を進めて、上から俯瞰したときに抜けがあるところに手当をするというスタンスも必要です。理科教育で知財創造教育を手がけているところもあれば、他の科目で実施しているところもありそれは全部知財創造教育なのだとした上で、抜けがあるところについて実践事例を補強していくことが必要と考えます。

ただ、幅広すぎてその説明を受けても分からないと言われる可能性があるなので、ある意味知財創造教育の概念がそういうものだと言いきって良いのか迷いがあります。すみません、このあたりは糸乗先生よろしくお願いします。

○糸乗委員 ありがとうございます。

皆さんのお話を聞きながらいろいろ考えさせていただいてなのですが、先日、知財学会の知財教育分科会のほうに出席させていただいて、知財教育というのをこういうように進めておられるのかなというのは少しだけ理解できたかなとは思っているのですけれども。その中で結構この4ページのところにも書かれていることがまさにまとめておられたのか

など思いまして、それが言葉とすると知財教育のところを創造と保護と活用というような3つのキーワードで説明されていて、権利とかが保護されるということ、それから、ビジネスにつなげる活用の部分と多分その中で創造の部分も大事だよねということで創造教育というのが入ってきたのかなみたいな感じで理解はしていました。

前回、私も少しお話しして、その辺りがやはり知識が必要な保護であるとか活用の部分はある程度のしっかりとした知識が必要だろうなど。だから、そこにも書かれているように発達段階で言えばもう少し小学校、中学校では創造性のほうを強くする。その部分に、ここにまさに書かれているように尊重と創造という2つがあって、尊重のところにはやはり感動のようなもの、そのスタートのところには知財があれば、知財を見てすごいなとかいいなと思う、その部分です。この間、授業を私も附属のほうでやってもらったところには生物模倣といってバイオミメティクスという特に昆虫とかの特徴を生かした最先端科学にも使われるような内容を、例えば蚊の口を模した注射針ができていて全然痛くないとか、そういうようなやつ、幾つか例をそういう知財を例に子供たちに話すと言ってくれるのです。

そこから何かできないかなと、役に立つものはないかなというように、先ほど針谷先生がおっしゃったような流れと多分近いと思うのですが、そういうような形で持っていけるような気がするのですが、そこにやはり最終的に教育ですから評価も必要になってくるので、そこに学習指導要領の主体的な学びの評価のようなものをつけていけばそういった活動であるとか他人を尊重するとかというところが評価につながっていくかなと思いました。

それから、もう一つは、ただ単に何か作ればいいというのは駄目だよねというのは中学校の先生からも言われていて。やはり既習内容を利用した根拠がある工夫とか創造性、創造である必要があるでしょうという、そのものを作る場合、中学校ぐらいになると結構いろいろなことを学んでいるので、全然突拍子もないことは作り出したら駄目で、やはりこれとこれがあるから、こういう原理があるからこういうものが作り出せるよねというようなどころにつながるような感じなので。文章的にはそういうようなものがあればいいなと思いましたので、文章的には私はここですごく理解ができたと思っていますので、あとは授業としてやっていくというところ、学校の授業でやらないといけないというところを考えながら、発達段階に応じて少し分けていけたらいいのかなというところをもう一回繰り返してお話ししたいと思いました。ありがとうございます。

○木村委員長 ありがとうございます。

後のほうで御発言された既習内容を基にしたということは、学習指導要領のいわゆる学習の順番とか体系に則って教えていくということですね。

○糸乗委員 そうですね。

○木村委員長 ある意味、この後のほうで教科書の中から抽出をしていく作業につながりますし、そこをやらないと現場の先生はなかなか受け入れてくれないと思います。

ここまでで一通り御意見をお聞きしたのですけれども、特に下のほうの文章についてここで決めることが文章として一人歩きするので、もう一回総合的に見て御意見をお願いしたいと思います。

では、針谷先生、お願いします。

○針谷委員 すみません、今、ずっとお話を聞いていて、やはり発達段階によって変わってくるわけで、小学校においては新しい創造をすると創造されたのを尊重するというところまでで大体知財創造教育はいいのではないかなと思います。例えば先ほどのSNSの話にしる、人の作ったものをまねしてしまうものにしる、人の作ったものに対して批判するにしる、それは下の部分だし、新しい創造の部分は子供たちの学びが小さい頃はまだそこまでのような経験と知識がないから、逆にユニークとか面白いものがたくさんあって、だから、そういう発想自体を膨らませるのは小学校段階。

先ほど木村先生がおっしゃっていた3本目があるのではないかなというのは、中学校から高校段階に出現してくるのではないかなと。だから、3番目の柱がスタートするのが、小学校が終わって中学校。そして、大学になってくると今度、教える側に立つ人間も育てるとなってくると、また3本目の3つをミックスさせたものが最終段階に大きくなるというので、あまりそういうことを言うところをせっかく2つにまとめられたのが崩すようで申し訳ないのですが、そういうように整理されるとすごく分かりやすいような。少なくとも小学校としては分かるような気がします。勝手なことを申し上げてすみません。だから、この育む緑の部分が、この図は小学校においてはいいと思うのですが、中学、高校、大学はちょっと物足りないのではないかなという気が漠然としますが、いかがでしょうか。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、世良先生。

○世良委員 世良です。

今日の糸乗先生の御発言に知財の創造・保護・活用という言葉をお聞きになってという話ですけれども、逆に言うと、昔からずっと知財創造サイクルで言われてきた言葉なのですね。もう10年以上前から学校教育で活用がない、活用がないというのは大学も含めてですけれども、言われてきたのです。今の針谷先生のお話を入れると結局活用が入ってくるということになると思うのです。

ただ、一つ大きな違いは、これも知財教育研究会等ではもう使い古された言葉なのですが、創造・保護ではなくて保護を尊重に置き換えている。そして、活用になる。ただ、それを我々は今までも言ってきたけれども、公的な特許庁さんなり内閣府の推進事務局で尊重という言葉が公的に使われていなかったの、そこを少し整理して、結局、創造・保護・尊重・活用という3本柱に戻ってくるのだらうかなと思います。

では、尊重は保護とどう違うのかという議論もよくするのですけれども、するとか、まだ私もきれいに書き切れていないのですが、そこも書かなければいけないと思っている

のですけれども、自分を保護する、自分を守る、他人を尊重するという私は位置づけで今、考えています。結局、創造・保護・尊重だけにすると結局はもう20年前の知財創造サイクルに戻ってしまいますので、そこがちょっと悩ましいのかなとは思っています。

ただ、最後、もう一言だけ言うと、今の段階でここまで熟してきたので、今の定義でもいいのではないかな。また今後、3年とか5年後にもう一度再定義してもいいのではないかなという気もします。恐らく最後の最後、もう一度言います。

INPITの事業で高等学校の工業、商業、農業、一部水産で実験協力校事業というのがこれも長く続いてきて、実は私の現任校でも来年度担当してもらうように今、なっているのですけれども、その辺もやはり保護と尊重が大事ですが、小学校での知財教育という概念、知財創造教育という概念はなかったもので、それを踏まえるとあえて今、創造・尊重という定義でもある面、収まるのではないかなという気もしています。すみません、回りくどいというか、矛盾したことを言いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

例えば小学校までと中学校、高校はやはり違うという針谷先生の御意見もありますし、そこはよく分かるのです。そうすると、例えば30行目ですね。知財の尊重の内容も学校段階に応じて幅広いと書かれているので、例えば小学校ではこういうことで、中学校、高校の場合には発達段階はこうだからこうですという、もう少し詳しい文章を書き加えるとうまく収まると思います。

事務局からも御意見があればお願いします。

○世良委員 何度もすみません。なるべく簡単に。取りあえず、どこかに知財創造教育、初等中等教育の知財創造教育という定義にしまえばこれで収まりますし、木村先生がおっしゃっていた大学、初頭の教養教育としての知財教育というのはまだまだこれから視野に入れていかなければいけないと思いますので、中等教育もしくは後期中等教育から高等教育みたいなことはまだ今後の課題として残っているというような表現がここではなくて最後の最後に、どこかの最終ページ辺りに出てくれば、これもまた収まるような気がします。

以上です。

○木村委員長 例えば4ページのところは、もともと小学校から高校までということで知財創造教育が進んでいて、大学まで広げる考えは知財創造教育推進委員会でもオーソライズされていないわけです。それを考えると、この4ページのところは初等中等だけの話ですから、初等中等教育でこういう議論がされてきたという言葉はどこかに入れたほうが良いかもしれないですね。入れる場所は冒頭のところでも、そうでなくてもいいと思います。ただ、今後のこととして、初等中等教育で教育を先生の人材育成を担当するのは大学だし、初等中等教育で知財創造教育を実施する場合に担当教員に基本的な知財知識があったほうが良いわけです。それを考えると、大学の教養課程で基本的な知財知識等を教える

ほうが効果的ですから、この報告書の後ろのほうでそれを記述している箇所があるので、そこで強調すれば良いと思います。

あと糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 ありがとうございます。

そのことも今のことも踏まえてですけれども、最後の32行目の「なお」のところからの文章というのは、やはりこういうことができるのは、小学校は多分できるのですが、中学校になると教科に分かれているのでなかなか難しい。でも、結構連携されているところはカリキュラム・マネジメントで教科横断的にというのが幾つかの教科ではできるけれども、本当に全部でできるかと言われると多分かなり難しいので、できても中学校までかなという、この32行から35行の間のことです。

だから、多分高校ぐらいになってくるとさらに教科は細分化されてくるので、この部分が当てはまらなくなってくるから、なお書きの部分というのは先ほどおっしゃったように初等教育。初等教育は小中まで入りましたか。その部分、そういう言葉遣いが若干あるので、そういったところと高等教育とかとは少し。ここだけ書いてあるとそこが当てはまらなくなってくるということも気づいたというか、そういうように受け取れますねということです。

○世良委員 世良です。

補足します。補足というか、糸乗先生の頭越しで補足することもないのですが、幼稚園と小学校が初等教育ですか。中学校は前期中等教育で、高校が後期中等教育です。頭越しですみません。

○木村委員長 私も高校の教員の経歴がありますが、高校は教科、科目で結構分断されているので、高校でカリキュラム・マネジメントを進めるのは難易度が高いかもしれません。もちろん、総合高校のように最初から科目をつなぐコンセプトがあるところではやりやすいにしても、多くの高校に広めることを考えるとやはり校長先生とか教務の先生が主体的に動かないと実践例が出てこないと思います。

いろいろな議論がされているのですけれども、事務局のほうで更に議論すべきところがあったら指摘をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

このページというか、実際、今回まとめたものについては、例えばこれから地域コンソーシアムに入ろうみたいな方がいらっしゃったときにこれを見ていただくと知財創造教育はこういうことなのか、今後、誰かこういうことをしていくのだといったことが分かるように、冒頭として置きたかったという気持ちもあります。

ですので、知財創造教育は創造と尊重とは言うのですけれども、やはりぼんやりしていて分からない中で、かといって知財教育はあまり良いイメージがないのです。だから、では、何が違うのかだとか、いろいろなもやもや感をここできれいにして、初めて知財創造教育を知る人にとっても、こういうものなのかというのが分かるように書ければいいと思

いましたので、そういう意味では、先ほど学校段階で分けるであるとか、幾つかヒントはいただきましたので、まずは書いてみたいと思います。

まだお時間があまり年度内にないのですけれども、ぜひまた書いた内容を御確認いただいて、もう少しこうしたほうが良いとか、またコメントいただければと思います。

○木村委員長 そうですね。メール等も利用して適宜意見を出す方法が良いと思います。多分これは30日までに間に合わないといけないわけですね。

○事務局 検討委員会では出したいと思います。

○木村委員長 事務局は大変だと思いますが、よろしくお願いします。

では、まだ4ページまでの検討ですが、それ以降の箇所御意見があればお願いします。

では、世良先生、お願いします。

○世良委員 すみません。なるべく簡単に。以前は発達段階という表現と学校段階というのがちょっと混在していたのが学校段階にきれいに整理されたので分かりやすいと思います。学習指導要領と連携とかもこちらのほう。すなわち、発達段階は小学校でも発達をすごくしている子があれば中学校でも、高校に来てはまだ発達の度合いが遅れている子もいますので、ちょっと言葉の定義が違うので気になっていたのですが、分かりやすくなりました。

あと言葉の定義だけですけれども、先ほど児童生徒、木村先生の冒頭の話、ありましたが、しっかり読み切れていないのですが、文中に子供たちとか子供という言葉がよく目立つような気がしまして、以前にまたさるところの査読とかもしてまして、それが混在していると読んでいる人にとっては分かりにくいので、確かに小学校の先生は子ども・子供と言いますし、高校ではもう生徒のことを子ども・子供なんて絶対言わなくて、まさしく大人ですのね。その辺、ただ単に表現の問題ですけれども、1回整理していただくといいのかなと思いました。

以上です。

○木村委員長 なるほど。そういえば18歳成人のこともあるので、高校3年生のところは将来的にはちょっと微妙なところになってしまいますね。あとそうすると子供の供は平仮名で書くとか漢字で書くというのはあるのだけれども、たしかこれは以前、文科省のホームページでも子供の供は漢字で表記されていた記憶があります。

○世良委員 そうですか。あるところで査読したときはもう全部平仮名、漢字の「子」に平仮名で「ども」にした。ごめんなさい、違うかもしれません。

○木村委員長 いや、私自身も平仮名と思っていたのだけれども、違うと指摘されたことがあったので、そこは確認するだけの話で。

針谷先生、お願いします。

○針谷委員 学習指導要領では子供という言葉は使いませんので、児童で統一されているかと思います。ですから、使われるのだったらやはり児童で統一するのが私たちとしては安定がするかなと、そのように思います。

○木村委員長 なるほど。そうすると、通しで小学校から高校までの場合は児童生徒ということで入れてしまう形になりますか。

原先生、手を挙げられました。

○原委員 今回の児童生徒という表現でお願いしたいということをお願いしたかっただけです。

○木村委員長

あといかがですか。

○原委員 いいですか、木村先生。

○木村委員長 お願いします。

○原委員 すみません、6ページが一番下の知財創造教育による効果の可視化なのですが、7ページに続きがあると思うのですが、すごい可視化、必要だと思うのですが、実際、難しいところだと思うのですよ。デザイン思考テスト、受けましたけれども、すごい難しく、ここが例えば偏差値という指標も教育にはあるけれども、これは可視化、具体的にどんなことをお考えでこう表現を入れられたのかなというのを伺いできればと思いました。

以上です。

○木村委員長 ここは実は非常に難しい部分ですね。その次の効果測定にしても、そもそもタームをどうするかと議論もあり、色々な論文等を読んでも必ずしも明確に効果が示されていないのです。要は直近の効果測定で足りるのか、例えば卒業して10年後にそれだけの人材が育っていたのかなど、本当はそこまで測定が必要と考えていても、今のところ予算もなく本格的実施はされていません。表面的なところだけで局所的に分析する傾向もあり、結果的に実態と合っていない結論が散見されます。だから、効果測定の手法も可視化のやり方に関しても多分ここから先を若手の先生が研究して合理的に研究を進めてほしいと思うのです。私から見ると、そういう段階ではないかなと思います。

では、世良先生。

○世良委員 原先生、もう2年になりますか。3年になるのですか。特許庁の事業で発明協会さんが事務局長をやられた事業で、事業のビフォーとアフターで測定していただきましたよね。ちゃんと統計的な検定もして一応効果があったかなかったみたい。手法は1年ぐらい前からちょっと動き始めていますから、木村先生がおっしゃったようにそれを今、結論は出ていないとは思いますが、やろうという動きはあるし、実は私も今年最後なのですけれども、1年間といっても4月、5月、休校でしたので6月の最初の授業とこの2月、3月の最後の授業で、特に知財という授業ではないのだが情報教育だとか商品活用の授業だとかで同じアンケート項目で今、ビフォー・アフターを測定しています。1年ぐらいやって、口の中ではやはり知財の話、していますので、口というか何らかの話はしてしまいますので、ふだんの授業でどれだけ知財教育ができたかというのを測定しようと思っているのですが、そこももう少しプロジェクト研究をしないといけないことだろうと思います。

以上です。

○木村委員長 すみません、やはり原先生が言われたようなビフォー・アフターでちゃんと検定まで行って、そこで分析結果を出すというのは非常に重要なことなのです。原先生のようにご自身の授業分野で効果測定事例を多く発表することで評価方法を固めていく必要があると考えます。現在は、そういう段階かと思います。

糸乗先生、手を挙げられましたか。

○糸乗委員 ありがとうございます。

この部分にぴったりくるわけではないのですが、そのお話を聞いてくると、やはり現職の先生がどう評価するのだろうかという評価規準が大事なのかなと。だから、これを行って新しいものを創造できる。先ほども言いましたけれども、だから、どう評価するかというのがもう一つあれば現職の先生方はこういう授業をしてこういう評価をすればできるのだという、多分どう評価していいかというのが分からなくてスタートするので、その部分をできるだけ積んでいけばというか。いろいろな形で、いわゆる実際には教育学はそこを多分実践学的に論文化していくのだと思うのですが、だから、評価をどんどんつくっていければいいのかなというように感じます。それが可視化にはちょっと離れてはいくのですけれども、そういう部分が必要かなというように感じました。

○木村委員長 ありがとうございます。

針谷先生、手を挙げられましたね。

○針谷委員 別の話をしてもいいですか。大丈夫ですか。

○木村委員長 お願いします。

○針谷委員 9ページなのですけれども、実践につながる教育プログラムの一層の充実と指導の中の9行目、10行目、授業時間数の増加の次、新たな教育方針に沿った授業内容の作り込みとあるのですが、あまりこういう言い方は行政文書としてはなじまないような気がしました。だから、ちょっと工夫したほうがいいかなと思います。

それから、同じページの26行目、指導方法の具体的イメージにつなげるとあるのですが、指導方法の具体的なイメージというのは少し分かりにくいような気がしまして、何なのでしょうね。具体的イメージというよりも、そうすると、やはりテレビとか要するにビデオ関係みたいなもので見せなくては分からないから、そこら辺りがもしそうであれば、今、コロナ禍にあって、コロナ禍の中でできる様々なネットワークを構築した授業なんかがあり得るかなと思うのです。その辺を少しここにも書き込んでもいいような気がしました。

それから、11ページ目なのですが、校長に対していろいろ書いていただいている、これはまさにそのとおりなので、やはり学校として誰か一人の先生がやるのでは浸透しないですね。私も私がやるのだよと言って引っ張っているようなものですし、やり出すと面白くて先生たちは一生懸命やるのですが、だから、学校長がやるということは大事なのですが、学校長への周知活動の強化というのはもう少し表現は学校長への情報発信とか書かれたほうがいいと思いました。

それから、18行目の校長会を通じた横展開というように書いていて、学校長同士の口コ

ミによる拡散は有効というのは私が言ったのかもしれませんが、これはもう少し校長同士の情報の共有とか、情報の共有による具体的な方策の発信とか、そのように書いていただくと私もこの位置にいるので私が言ったと分かってしまうので、すみませんが、よろしくをお願いします。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

ついでに9ページ22行目の実践はタイプミスなので、ここは後で直されると思います。先ほどの針谷先生がおっしゃられた9ページの新たな教育方針のところ、私もちょっと違和感を覚えたので、例えば書くとしたら新学習指導要領の冒頭のところでこういうような授業をすべきだというようなところを書いている文章があったと思うので、その文章、ある程度単語をそのまま使うのが良いと思います。私も気になったところです。

あといかがでしょうか。

糸乗先生。

○糸乗委員 今の多分9ページのところの実践事例の収集の部分ですが、やはり前から話題になっていたと思うのですが、指導案的な内容がまだ少ないのかなど。公表されている部分でこういうソースがあるよというのは100個以上あるのですが、実際に授業されてどういったところで使ったかという内容はそれほど多くなかったかなど。実際先ほど数えたら14件ぐらいしかなかったので、やはりそこだとちょっと少ないかなど。実際の授業でやる場合の話ですね。だから、いろいろなソースがあるので、それを活用されるというのがまた必要になってくるので、そういったものを取り入れた授業も構築しなければいけないと思うのですが、そういったところをもっと欲しいですねというところを感じています。この文章に関してというわけではないのですが、今後の流れとしてそれが充実していくのかなというように思います。

○木村委員長 後半のほうで教員や学校を認定する仕組みとかその話があって、発案としては例えば世良先生がいろいろなことを言われていますし、あと糸乗先生は教育学部に所属されているので、何か御提案があるのではないかなどは思うのです。

○糸乗委員 ありがとうございます。

後押しするというコトを考えなければいけないなと思って、その辺りを考えていたのですが、これは忘れないうちに私、文章化したのがあって、文章を共有してもよろしいですか。そのほうが分かりやすいと思いますので。使ったことがない。

○木村委員長 アプリケーションを立ち上げていたら共有に進めると思います。確認しました。

○糸乗委員 後押しするということで一つネーミング等も全然なのですが、知財創造教育実践員とか推進員などというものを登録制にしてはどうかなというような御提案です。当然、登録していくということですので、所属、氏名、連絡先等、あとは教科があればいいかなということと、後ほど説明しますが、実践計画概要とか所属長名も頂いて、義務としては

実践報告書を頂ければというように考えました。というのは、登録制にして参加していただいて、先ほどもお話がありましたけれども、お一人でやるというよりは所属長の了解を取ってもらえば活動しやすいと思います。その確認の意味も含めて所属長宛てに実践員登録書みたいなものをお送りするとそれで確認が取れるのかなという、その学校で実際にやっていただけたらと思います。登録数にもよるのですが、内閣府からの発行というのが重要かなと、こういうところからやっていただくとしっかりと活動していただけたらと思います。

その際に、実践計画を1年間、どういうことをするかというぐらいのことを書いてもらうようなハードルを設けて、そういう実際にこういう事業の中で、イメージですけれども、そういうことを書いていただくようなものを提出していただいて、年度末を締切りに実践報告書です。これはノルマとして大変かもしれないのですけれども、やはり提出があって次年度登録を継続するような感じで、これぐらいのことをやっていけばいいかなというように、そういう案です。実際にはそういうところは実績とか公表することをあらかじめ取っておくと、こういったところは先ほど言いましたけれども、指導案のような取組、実践報告が集まってくるのではないかなと、すごくいいのがあれば了解を得て紹介していけば非常に充実するのではないかなということです。

順序はあれなのですが、実践報告書というのは大体A4の1枚ぐらいで、上記の部分が登録事項ですので、報告書と言っても半ページぐらいを書いていただいたり、ネットで収集するのであれば字数制限、これぐらい書いていただくというような形でやっていけばいいかなというように思っています。

それで優れた取組というか数年活動された方も少し認定のような形でつながっていけばいいのかなと、知財教育の認定とかも御提案いただいているので、そういった辺りとリンクしていけばいいなと考えました。そのときに認定という言葉よりは認定とか指定とかとするとかなり認定者側の責任が発生するので、登録という形で一応登録していただく。ただ、勝手にいろいろなことをされるとそれが問題になれば困りますので、その辺りは考えていただければなということで、最終的にそういう広報とかはコンソーシアムであるとか連絡協議会、そういうところでしていただければいいのかなというのをざっとまとめて書いてみました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

連絡協議会との関連性もあると思いますし、例えば文科省傘下の研究所とも関連する可能性もある話かなとは思っています。

世良先生、お願いします。

○世良委員 私も数年前から認定制度の素案を出していた。御覧になっていただいている方とそうでない方といらっしゃるかもしれませんが、考えれば考えるほど実は奥深くて、むしろこれからしっかり議論していくべきことかなと思います。いただいたのはすごく分かりやすいというか簡便にできることを御提案いただいていますし、私が一番危惧してい

るのは、知財教育を標榜する方が実は知財教育を分かっていないかもしれない。もっと分かりやすく言うと、知財教育で特許を教えているけれども、著作権法も知らなくてむちゃくちゃやっていて逆にマイナスになるのではないかという危惧も持っていて、誰が認定したらいいとか、一定の水準を維持するためにはやはり一定の何か事前にレポートを出したものを認定するとか、あるいは大学等できちっと一定の学習履歴があるとか、かなり参考にしたものは日本神経心理学会の認定心理士ですとか、結構民間資格はたくさんありますので、そういったものも参考にして考えました。

ただ、逆に言うとだんだん重くなって行って簡単には動かしにくいものだったので、これは最後の行き着く先かな。すなわち、知財創造教育というのは今、定義が議論の段階ですから、もう少し進んで最終的なところに至るのかなというのは以前から思っています。ただ、とても面白いですので、ぜひどうなのがいいか分かりません。内閣府のこの会議がいいのか、そもそも内閣府で認定を言うと相当重いものになると思いますので、それを学会がやるのかいいのか。先ほどの心理学会が認定心理士を出しているとか、医学の世界だと医学系の学会がいっぱいいろいろなものを出していますね。だから、学会がいいのか、そもそも知財検定のように民間団体をつくってしまうのか、そこまで視野には入れているのですけれども、もう少し大勢でもんでいく問題だということで、これは非常にこれからの課題として顕在化してきたのだらうと思います。表彰の問題も以前から出ていましたけれども、表彰以上にこちらのほうが私個人としては優先度が高いと思っています。

すみません、以上です。

○木村委員長 残り時間が短くなってきましたが、あと何かございませんでしょうか。

○世良委員 1人でしゃべってすみません。連絡協議会関係の御報告を少し申し上げます。

御参加いただいた方、この中に大勢いらっしゃいますが、第1回のキックオフミーティングを1月6日に行いました。一応中部、近畿を母体としますが、かなりオープン戦略で全国からどなたでもいいよということで、人数は今、すぐ言えないのですが、かなりの多くの方のエントリーがありました。今度の日曜日に第1回サロン例会。これは話題提供者がいますが、あとはざっくばらんに自由に何を発言してもいい。もちろん、言ってはいけないことは言ってはいけないのですけれどもということです。

何が言いたいかと言いますと、中部、近畿で始まりましたし、ただ、冒頭の御説明でブロックをどう定義するかが難しいということでしたが、関東・東北が4月以降に入っていたとすると、それぞれ支部のようなイメージで、やはりブロック単位で責任者というか世話人を置くのを決めようと思っています。連絡協議会の東北ブロックとか、それぞれを地域ごとに動けるように。もう少し先走って言うと、その中にさらに県ごとに細分化していけるといいかなというようなイメージを持っています。その連絡協議会の話だけになってしまいましたが、連絡協議会の立場としてはそんなことです。

それから、もう少し立場が違って、何でも出てくるのはよくないのかもしれませんが、知財学会としては木村先生、本江先生とも御相談しながら決めているのですが、北海道や

九州あるいは四国、中国という辺りのコンソーシアムの後継団体も知財学会の分科会として何かフォローできないかな。経済的な支援は無理にしても、継続できるようにフォローできないかなということは今、立場を変えて考えています。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あといかがですか。

では、私のほうから1枚だけ画面共有で情報提供です。

知財の知識を広げるという観点から見ると、文科大臣認定の履修証明プログラムも単位数が少ない（受講負担が軽い）ので使えると思います。画面は山口大学が開設しているコースで、ものづくり系とコンテンツ系の2系統のコース、各1単位の8科目でリテラシーレベルとその直上レベルの内容です。こういうのをコースを使う法方もあります。以上、情報提供です。

事務局のほうで各省庁と意見交換されていると思いますので、その情報も提供していただければと思います。

○事務局 では、守から簡単に状況報告させていただきます。

文科省と一緒に何かやれないか、相談しているところでして、例えば高等教育局ですと、大学関係者に対してこういう教育が大事ですよといった内容のセミナーをやっているそうです。そこに知財創造教育を打ち込んでいけないかという相談をしましたところ前向きなお答えをいただいています。

一方で、初等中等教育局ですが、新たな学習指導要領への導入に関する相談に行きましたところ、まだ次を考える段階ではないというお話でした。今の学習指導要領が走り出したところで、まずはこれをしっかり定着させていくのが先決ですということになります。

また、先ほどお話がありましたが、指定校制度や研究指定校制度のテーマの中に知財創造教育が関連しそうなテーマがありそうだということで、例えばそういったテーマを採択されている学校にアプローチして、知財創造教育を盛り込んでもらうということではないか、といったアドバイスをいただいております。

あと、先ほどお話がありましたが「ロコミ」という表現は、初等中等教育局の方からいただいたものでして、針谷先生ではございません。表現ぶりは変えます。以上になります。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと1点、前回、糸乗先生からの御質問があつて、次期の第6期科学技術・イノベーション基本計画、それと知的財産推進計画の関係についてこの点、事務局から教えていただければと思います。

○事務局 別途御質問いただいた件があつて、これまで科学技術基本計画だったのが科学技術・イノベーション基本計画というのが今年の4月からの計画になるのですが、内閣府の科技部局でつくっているものになるのですが、知財推進関係、もともと第5期のところは様々に知的財産という文字が入っていて、第6期だとかなりそれが減っていると

いう事実があります。

科学技術・イノベーション基本計画をつくるに当たって特に力、重点分野といいますか、重点施策というものをしっかり置いて、それを、毎年つくられる統合イノベーション戦略というのがあるのですが、フォローアップしていくという方針があって、知財に関してもこれから重点的に力を入れていくものをかなり絞ってという感じで、結果的にはこうなった形になります。

ですので、知財創造教育に関して科学技術・イノベーション基本計画のほうには直接的な記載はないですというのが現状です。ただ、一方で、知財推進計画のものについては知財創造教育というのはこれから次の大事なステップに入るのでしっかり2021に向けて書き込んでいきたいですし、今回の戦略、最終的な名前は戦略がつかないと思いますが、この戦略についてもしっかり書き込んでいきたいと思っています。

また、ほかにも様々な、国全体として成長戦略というものもあるのですが、そういったところには知財創造教育を位置づけていきたいということで今、調整しているところになります。様々な戦略がある中で、できる限りいろいろ知財というのを我々は取り上げていきたいですし、その中で知財創造教育も取り上げていきたいと思いますので、引き続き見ていただければと思います。

○木村委員長 ありがとうございます。

予定の時間が過ぎていますが、事務局で今回の意見を集約するのは大変だと思うのですが、議論は尽くされたでしょうか。

○事務局 まずは書きます。

○木村委員長 よろしくお願ひします。

今後もメールでの意見交換も含めて進めさせていただきたいと思います。

手が挙がっていますか。世良先生。

○世良委員 世良です。

この会議、今年度、一応最後ですか。

○事務局 はい。

○世良委員 検討委員会はもう一つ、3月30日にありますが、若干私ごとですが、この3月31日で県立学校の職を退職することになりまして、4月1日から、今日も午前中、打合せに行ってきたのですが、まだ実は校内で秘密にしているのでここだけでしゃべっていかどうか分からないのですが、名古屋文理大学という私立大学の職のほうに移ることになりました。

何が言いたいかというと、別にそんな私の一身上のことはどうでもいいのですが、非常に知財教育について理事長、学長さんも理解してくれていまして、半年ぐらいでできるか1年先になるか分からないのですが、知財教育研究室というのを設けることができそうです。当然、知財に関する授業も大学、先ほど議論になりました教養教育でもしますし、特

に高大連携をしっかりとやっていく。要するに学生募集も含めてですから、その辺り、策を練っております。免許更新講習もやりますので、また引き続きお世話になればと思っております。私ごとですみません。よろしくお願いいたします。

○木村委員長 貴重な情報、ありがとうございます。そういう大学がどんどん出てきてくれるといいですね。

それでは、ここで事務局のほうにお戻ししたいと思います。今後の予定等、よろしくお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

普及実践ワーキンググループは今日が最終回ということで、週明け、22か23には全体版をメールでお送りしたいと思います。査読していただけると非常に助かります。もっとポジティブにこういうように書いたほうが良いとか積極的にいろいろ御意見いただければ、それをぜひ反映して、目標としては30日に検討委員会が開催されますので、そこで報告という形で、木村先生から報告していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。ですので、来週1週間かけて見ていただきたいと、そういったスケジュールになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員長 ありがとうございました。

それでは、これにて普及実践ワーキンググループの会合を終了といたします。お疲れさまでした。

○事務局 長期にわたりありがとうございました。

○木村委員長 お疲れさまでした。